



ある日突然、介護が必要になったら

実際の事例から学ぶ「動き方」と「頼れる場所」

介護は、ある日突然必要になることがあります。「まさか、わが家が…」と戸惑わないために、2つの事例から、利用できる介護サービスや相談先をご紹介します。

事例1

転倒・大腿骨骨折で入院 病院→老健→自宅へ



鈴木さん (78歳・女性)
長男夫婦と同居

何が起きたか

- 1 夜中に廊下で転倒。救急搬送で**大腿骨骨折**と診断、急性期病院に入院・手術。
- 2 術後1か月で急性期を終えるが、歩行訓練が必要で即帰宅は困難。入院先の**医療ソーシャルワーカー**に相談。
- 3 入院中に**要介護認定申請**(要介護2)。退院先として**介護老人保健施設(老健)**を紹介。
- 4 老健で3か月リハビリ。歩行が安定し、退所に向けて**担当ケアマネジャー**と在宅サービスの計画を立てて自宅へ。

退院・帰宅までの流れ

急性期病院
↓
老健 (3か月)
↓
自宅復帰

使えた主なサービス

- 週2回通所リハビリ
- 訪問介護 (週3回)
- 手すり設置 (住宅改修)
+ 歩行器貸与

老健での集中リハビリを経て自宅へ。「転ぶのが怖かったけど、今は安心して歩けます」と笑顔。

事例2

脳梗塞で緊急入院、半身麻痺 家に帰れる？



田中さん (72歳・男性)
妻と2人暮らし

何が起きたか

- 1 朝起きると右半身が動かない。救急搬送で**脳梗塞**診断。右半身に麻痺が残った。
- 2 「段差だらけの家に帰れるか」と妻が心配。病院で地域包括支援センターが同席し、**退院前カンファレンス**が開かれた。
- 3 担当ケアマネジャー・理学療法士が連携し、**要介護3**認定のもと帰宅計画を立案。
- 4 住宅改修・福祉用具の手配を退院前に完了。退院と同時に在宅サービスをスタート。

退院・帰宅までの流れ

急性期病院
↓
退院前カンファレンス
↓
自宅復帰

使えた主なサービス

- 住宅改修 (段差解消・手すり)
- 福祉用具貸与 (車いす・歩行器)
- 訪問リハビリ+通所リハビリ

退院3か月後、自宅復帰。リハビリ継続で歩行が改善。「やっぱり家が一番」と本人も笑顔。

2つの事例から見た「3つのポイント」

困ったこと・気づき

- 急性期を終えても「すぐ帰宅」が難しいケースがある。
- 自宅の段差など住環境が大きな壁になる。
- 家族だけで抱え込もうとすると疲弊してしまう。
- 「どこに相談すれば？」が最初のハードル。

使えた主な制度

- 介護保険要介護認定申請
- 介護老人保健施設(老健)入所
- 住宅改修費支給 (上限20万円)
- 福祉用具貸与・購入費支給
- 通所・訪問リハビリ、訪問介護等の在宅サービス



頼れる相談先

- 地域包括支援センター
介護 福祉・医療の総合窓口
- 中新川広域行政事務組合
介護保険課
認定申請・給付の手続き
- 医療ソーシャルワーカー
入院中の退院支援 施設紹介
- 担当ケアマネジャー
居宅介護支援事業所に所属
認定後のケアプラン作成

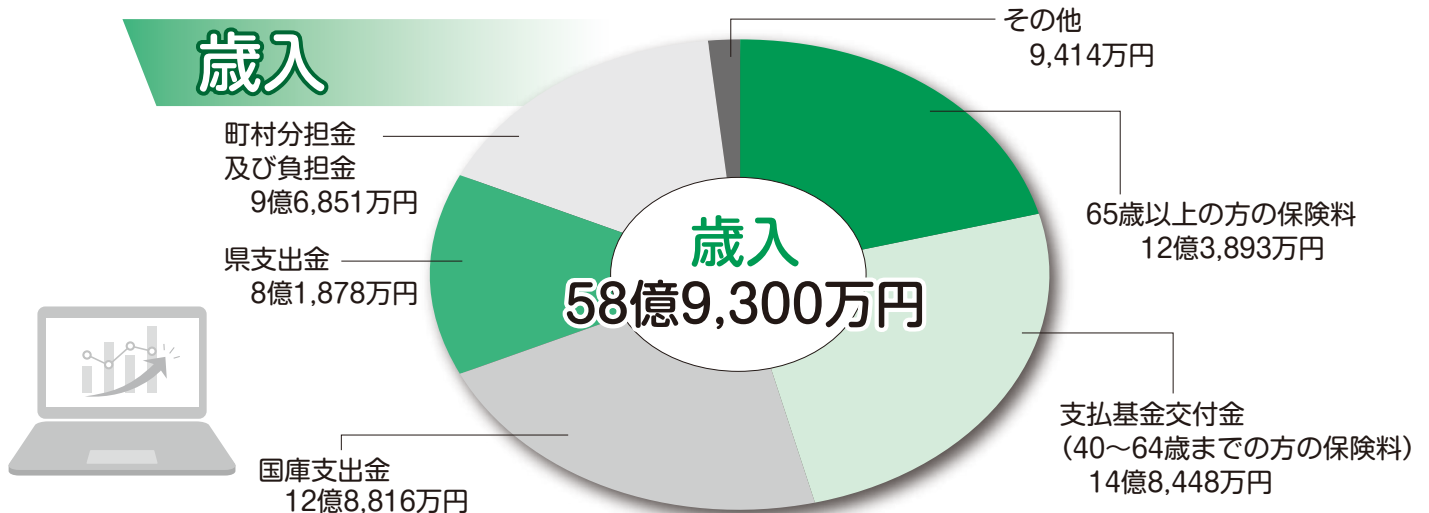
令和8年度 介護保険予算概要

令和8年度 予算について

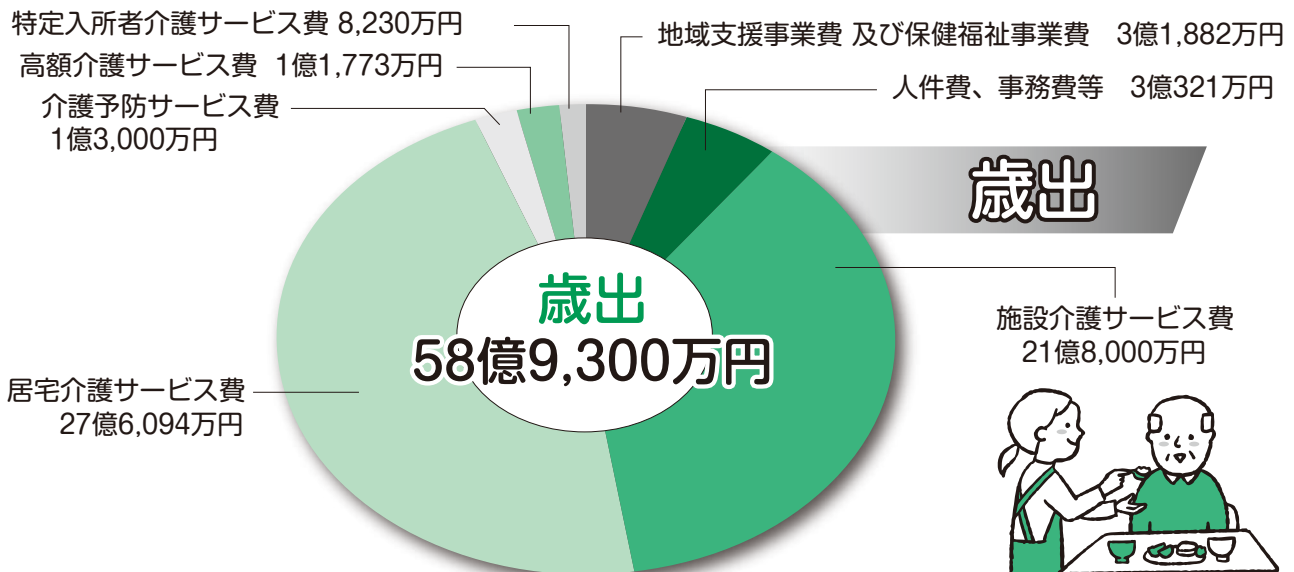
令和8年度の介護保険事業特別会計当初予算総額は、58億9,300万円です。

今年度も、適正で円滑な事業の推進に取り組んでいきます。

歳入



歳出



歳出項目の説明

◆施設介護サービス費

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院の入所者の保険給付費

◆居宅介護サービス費

（地域密着型サービス費を含む。）
要介護一～五の方のデイサービス、訪問介護、通所リハビリテーション、認知症グループホームなどの保険給付費

◆介護予防サービス費

要支援一・二の方のデイサービス、訪問介護等の保険給付費

◆高額介護サービス費

一カ月に支払った介護保険の自己負担額が、一定の上限額を超えた場合に支給されるもの

◆特定入所者介護サービス費

低所得者の方が施設入所やショートステイを利用されたときの食費、部屋代の負担限度額を超えた分の費用を支給するもの

◆地域支援事業費及び保健福祉事業費

主に要支援の方のデイサービス・訪問介護給付と介護予防・家族への支援のための費用（地域包括支援センターを中心として、事業を実施しています。）

介護保険料 (令和8年度)と 納め方

中新川管内で必要な
介護保険サービスの費用



65歳以上の方の
負担分23%



中新川管内に住む
65歳以上の方の人数

＝ 中新川広域行政事務組合の 令和6～8年度の介護保険料の基準額 **75,100円 (年額)**
(6,262円 (月額))



保険料は、所得に応じた負担になるよう13段階に分かれており、それぞれの金額は、基準額6,262円(月額)×12月×調整率を100円未満で四捨五入しています。(第1～3段階の方の介護保険料は、公費によって負担が軽くなるように調整されています。)



所得段階	対象となる方	調整率	保険料 (年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金※ ¹ 受給者で、世帯全員が町村民税非課税の方	基準額×0.250	18,800円
第2段階	世帯全員が町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額※ ² の合計が82.65万円以下の方	基準額×0.40	30,000円
第3段階	120万円超の方	基準額×0.685	51,500円
第4段階	世帯の誰かに町村民税が課税されているが、本人は町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下の方	基準額×0.90	67,600円
第5段階	82.65万円超の方	基準額×1.00	75,100円 (基準額)
第6段階	120万円未満の方	基準額×1.15	86,400円
第7段階	120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	97,700円
第8段階	210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	112,700円
第9段階	320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	127,700円
第10段階	420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	142,800円
第11段階	520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	157,800円
第12段階	620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	172,800円
第13段階	720万円以上の方	基準額×2.40	180,300円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離課税所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

令和7年度税制改正により、令和7年度中の給与所得控除の最低保証額が10万円(55万円→65万円)引き上げられますが、国の指針に基づき、令和8年度の介護保険料の算定においては、従前の控除額と同額に調整して計算します。また、世帯の市町村民税課税状況の判定においても、同様に調整して判定します。

このため、市町村民税が非課税でも介護保険料の算定では課税とみなす場合があります。



受給している年金 (老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。)
の額等によって2通りに分かります。

年金が年額18万円以上の方

◆年金から【天引き】になります。
(特別徴収)

保険料の年額が、年6回に分けて、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に天引きされます。

- 年金が年額18万円未満の方
- 年度途中で保険料額が変更になった方
- 65歳到達者、転入等された方
(通常、半年から1年後に年金天引きになります。)

◆納期ごとに【納付書】をもって指定の金融機関または中新川広域行政事務組合で納めます。(普通徴収)

納期月
7月～2月毎月末

便利で確実な口座振替
がおすすめです。

介護保険負担限度額認定の更新について

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食事・部屋代について、低所得者を対象に食事・部屋代の負担軽減を行っています。

軽減を受けるには申請が必要で、申請いただいた後、対象者には「介護保険負担限度額認定証」を発行しています。また、既に認定証をお持ちの方も、有効期限が令和8年7月31日までですので、継続して軽減を受けるには更新申請が必要です。

利用者 負担段階	対 象 者 <第1～3段階①・②の方が負担軽減の対象>	
	所得等の要件(※1)	預貯金等の要件(※1)
第1段階	●市町村民税非課税世帯(※2)の老齢福祉年金受給者 ●生活保護受給者	単身1,000万円以下 (夫婦2,000万円以下)
第2段階	●市町村民税 非課税 世帯 (※2)	単身650万円以下 (夫婦1,650万円以下)
第3段階①		単身550万円以下 (夫婦1,550万円以下)
第3段階②		単身500万円以下 (夫婦1,500万円以下)
第4段階 (対象外)	●上記以外の方(市町村民税課税世帯(※2)の方)	

(※1)「所得等の要件」及び「預貯金等の要件」の両方を満たすことが必要（満たしていない場合、第4段階となる）

(※2) 世帯には、世帯分離している配偶者を含む

(※3) 非課税年金（障害年金・遺族年金）も含む

「中新川フィットなび」(地域資源情報検索システム)のご案内

■「中新川フィットなび」を使ってみよう！

あなたにフィット！ほしい情報を一元化し、提供するためのサイトです。

中新川広域行政事務組合のホームページからアクセスできます。また、右下のQRコードからもアクセスできます。



- ・中新川管内の地域資源情報（医療機関・介護事業所・インフォーマルサービス（通いの場等））がマップ上で簡単に検索できます。
- ・介護事業所の空き情報検索ができます。
(対象はデイサービス・ホームヘルプサービス・ショートステイ)



介護保険に関するお問い合わせは…

〒930-0288 中新川郡舟橋村国重242

中新川広域行政事務組合
介護保険課 ☎464-1316

地域包括
支援センター

舟橋村 ☎464-1847
上市町 ☎473-2811
立山町 ☎462-9088

位置図

